

始良市農業委員会総会議事録（１１月）

- １．開催日時 平成２９年１１月３０日（木） 午後１時３０分～４時４０分
- ２．開催場所 蒲生総合支所 本館２階 大会議室

農業委員 出席委員（１９人）

１番	松元 信道	１１番	内村 洋昭
２番	森 洋一	１２番	西 泰行
３番	岩元 律子	１３番	堂前 澄男
４番	野元 幸雄	１４番	今村 逸子
５番	夏田 恒	１５番	内飩 達也
６番	今西 馨	１６番	松尾 博好
７番	本村 正一	１７番	瀬尾 幹男
８番	坂元 廣幸	１８番	市蘭 由美子
９番	小長野 誠	１９番	米迫 慎二
１０番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（１２人）

１番	池端 隆志	７番	白尾 親昭
２番	新屋敷 幸一	８番	牧野田 隆平
３番	中村 政芳	９番	大重 孝司
４番	柳迫 勝美	１０番	上福元 克己
５番	犬童 博子	１１番	松元 健一
６番	宇都 和義	１２番	湯脇 博信

欠席委員 なし

３．議事日程

- １． 議事録署名委員の指名
- ２． 会議書記の指名
- ３． 議案第 １号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- ４． 議案第 ２号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
- ５． 議案第 ３号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
- ６． 議案第 ４号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について
- ７． 議案第 ５号 農地転用事業計画変更申請について
- ８． 議案第 ６号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について
- ９． 議案第 ７号 農地の利用目的変更願について

10. 議案第 8 号 非農地証明願について
11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡希望）について
12. 議案第 10 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
13. 議案第 11 号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しの為の（仮称）下限面積検討委員会の設置について
14. 農地あっせんの経過報告
15. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
16. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
~~始良農林水産係長~~

	始良市農業委員会総会議事録（平成29年11月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成29年度第8回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	_____ 会務報告 _____
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
	_____ 議事録署名委員の指名 _____
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、17番委員、18番委員にお願いいたします。
	_____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 議 長	握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 1 3 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 1 1 月 3 0 日、契約の始期は 1 2 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、3 年間で 2 件、5 年間で 9 件、1 0 年間で 2 件で、合計 1 3 件となっております。面積につきましては、合計 2 7, 7 7 1 ㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 4 ページにございますので、ご確認頂きたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 1 3 番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 [質問、意見なし] それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 3 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 3 番までについては、原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 ————— それでは、日程第 4、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について議題に供します。
---	---

事務局	1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は 5 ページでございます。今月の件数につきましては、1 件となっております。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人、静岡県沼津市在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字郷丈〇〇番 田 1, 1 8 2 m²です。対価につきましては、総額〇〇円。1 0 a 当たり〇〇円で決定いたしました。 以上で議案第 2 号の説明を終わります
議 長 委 員	ただいまの説明の 1 番に関連して、1 1 番推進委員にあっせん経過報告をお願いします。 1 1 番推進委員です。農地のあっせん報告をいたします。蒲生町下久徳字郷丈〇〇番 田 1, 1 8 2 m²について、1 1 月 1 0 日午後 2 時より蒲生総合支所本館 2 階 2－3 会議室において、譲渡希望者〇〇さん代理 〇〇さん、この方は息子さんです。譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として私と 2 番委員、1 0 番委員と事務局職員の立ち会いのもとあっせんを行いました。結果につきましては、総額〇〇円、1 0 a 当たりになると〇〇円で成立しました。湿田のためです。なお、今後の手続きとしては、嘱託登記により事務局で所有権移転登記を行う予定となっております。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議 長 委 員	これより議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての 1 番について質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。 [質問、意見なし]
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての 1 番については、原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第 3 号 —————

議 長 事務局	次に、日程第5、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から6番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6ページから7ページでございます。今月の申請件数につきましては、7件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから7ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。 なお、7番が15番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づきまして、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願い致します。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町日木山在住の〇〇。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字向江原〇〇番〇 畑 1, 166㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 12番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年11月18日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。この農地は茶畑であります。現在、譲受人が管理、耕作されているところです。農機具等もそろっています。なんら問題ないと思われます。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次の2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字井手丸〇〇番〇 田 418㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の2番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年11月16日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人保有の田の隣にあり耕耘するにも問題ありません。

議 長 事務局	機械等もそろっており、問題ないと思われます。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次の3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字一町畠〇〇番 田、〇〇番 畑 の計2筆、合計面積683㎡です。以上で3番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の3番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年11月16日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、縫製の工場を経営されている方です。申請地は、その会社の敷地に続いたところにあり、機械も耕耘機、バインダー等ありますので問題ないと思います。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次の4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、福岡県飯塚市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字後ヶ迫〇〇番〇田 357㎡です。以上で4番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の4番に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年11月23日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、農業委員会に勤めていた〇〇さんの奥さんです。現在、娘夫婦と一緒に生産牛を5頭飼っています。機械等は、トラクター、モア、ハーベスター等全部揃っております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次の5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきましてご説明いたします。

議 長	譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字内新開〇〇番 田、〇〇番 田 の計 2 筆、合計面積が 1, 1 3 6 m²です。以上で 5 番の説明を終わります。 ただいまの説明の 5 番に関連して、1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 1 月 2 0 日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農機具は申請のとおり揃っておりました。また、申請地は、現在譲受人が耕作しています。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の 6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6 番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇他 1 名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田、〇〇番〇 田 の計 2 筆、合計面積 1, 7 9 3 m²です。以上で 6 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 6 番に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6 番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 1 1 月 2 3 日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。本人の申し出でございますけれども機械について懸念がありました。主にリースです。毎年〇〇さんをお願いして、貸し出しをしてもらって〇〇さんと一緒に作業をしているそうです。〇〇さんは、加治木町木田で一番大きな農家で、色々な機械を全て揃えている方です。付け加えると譲受人は、〇〇産業内で職員の弁当と市内一円で仕出しをしている事業主です。現在まで 2 0 数年、〇〇さんと一緒に耕作しているので、機械類は全て貸し出しという条件付で私も納得しました。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長		それではお諮りいたします。 議案第３号農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から６番については、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第３号農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から６番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第３号７番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別に質疑し採決いたします。 ７番の関係者、１５番委員の退席をお願いします。
	委 員	(１５番委員退席)
議 長		次の７番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、７番につきましてご説明いたします。 譲受人、北山在住の〇〇。譲渡人、北山在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、北山字立迫〇〇番 畑、字立迫〇〇番〇 畑、字大宮田〇〇番〇 田、字早田〇〇番〇 田、字中ノ城〇〇番〇 田、字小俣〇〇番〇 田、字郷下〇〇番〇 田 の計７筆、合計面積１２，６３７㎡です。以上で７番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の７番に関連して、１３番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	１３番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成２９年１１月２６日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地の畑はナタマメが耕作され、田は稲作、飼料米を耕作されていきました。大農機具も揃っております。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		これより、議案第３号農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について、７番について質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての7番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての7番について原案のとおり決定いたしました。 15番委員は着席してください。
委 員	(15番委員着席)
————— 議案第4号 —————	
議 長	次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字釣掛〇〇番〇 畑 991㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、農家住宅2棟の建築面積179.43㎡です。申請理由は、畜産業で現在の牛舎と住居が離れていて不便である。牛舎近くに農家住宅を建築して転居したいためです。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木クレ射撃場から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が道路と畑です。申請実現の確実性は、自己資金及び融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長 事務局	次の2番について、事務局の説明を求めます。 2番についてご説明申し上げます。 申請人は、神奈川県相模原市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字上川内〇〇番〇 田 360㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積50.51㎡です。申請理由は、定年を機会に郷里に帰り母の世話をすることになったので一般住宅を建てるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。すでに造成がすすんでいるので、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明の2番に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、小川内いきいき交流センターから南西に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が水路、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	これより、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。

		————— 議案第 5 号 —————	
議 長		つぎに、日程第 7、議案第 5 号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。	
	事務局	それでは、議案第 5 号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、大山字小坂元〇〇番〇 田 3 6 6 m²です。当初の許可は、平成 2 8 年 9 月 5 日付けの 5 条許可で、転用目的は建売住宅でした。変更後の申請人は、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。転用目的は駐車場です。理由は、事業継承者は近年の事業拡張により、職員駐車場及び送迎車の駐車場も不足しているので、早急に駐車場用地を探していたが、ケア施設の道路向かい側の申請地を当初計画者に交渉したところ、成立したため事業計画変更をするためです。議案第 6 号 3 番と関連があります。以上です。	
議 長		ただいまの事務局説明に関連して 7 番委員に、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 3 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。	
	委 員	7 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、大山公民館から西に約 2 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が水路、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。	
議 長		次の 2 番について、事務局の説明を求めます。	
	事務局	2 番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 1, 4 7 5 m²です。当初の許可は、平成 2 4 年 3 月 2 6 日付けの 5 条許可で、転用目的は福祉施設でした。変更後の申請人は、大阪市の〇〇株式会社支配人〇〇。転用目的は宅地分譲です。理由は、当初計画者は、周辺に同様の他の法人の施設が設置されたため、経営が困難と判断し、事業継承者は近くに小学校も開校し	

議 長	たため、宅地用地として好条件であり、宅地分譲（注文住宅用地）として使用したいためです。議案第6号12番と関連があります。以上です。
委 員	ただいまの事務局説明に関連して5番委員に、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての12番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第5号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号農地転用事業計画変更申請についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第6号 —————
議 長	次に、日程第8、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から20番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 借人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、蒲生町米丸在住

議 長	の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字木崎田〇〇番 田 2, 9 5 9 m²です。権利内容は、賃借権設定です。農地区分は、農用地区域内農地で、一時転用です。 転用目的は、現場事務所と資材置場2棟の7. 5 m²です。申請理由は、米丸地区パイプライン工事を落札したためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は一時転用のため不要です。被害防除計画書の添付があります。一時転用ですので、平成30年3月31日までに原状復旧です。以上です。 ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため問題なし。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から南西に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が田、南が田、北が農道です。申請実現の確実性は、すでに工事入札も終わっており確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇、他2名。土地の所在は、加治木町木田字中尾立〇〇番〇畑 1 9 9 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、加治木記念病院の東へ100mのところに位置し、交通の便もよく、簡易郵便局も近く生活環境は揃っているので、宅地造成（1区画）したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木記念病院から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立

議 長 事務局	地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の３番について事務局の説明を求めます。 ３番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、大山字小坂元〇〇番〇 田 3 6 6 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、広がり１０ha 以上の一団の区域内にある農地ですので、第１種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地の北側隣接地で介護福祉事業をしており、近年の業務拡張により職員駐車場及び送迎車の駐車場も不足しているので、早急に駐車場（普通車１０台）として造成したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。第１種農地ですので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。議案第５号１番と関連があります。以上です。
議 長 事務局	本案件については、議案第５号１番で、７番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の４番について事務局の説明を求めます。 ４番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字室前〇〇番〇 畑 1 5 7 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、経営を安定させるため、宅地分譲（１区画）の計画にいたるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から北に約１５０mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長 事務局	次の5番について事務局の説明を求めます。 5番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町錦江町〇〇番〇 田 115㎡、〇〇番 田 345㎡、合計2筆の460㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積125.04㎡です。申請理由は、現在、借家で手狭になったため、今回子どもの小学校区内の申請地に自己の住宅を建築することとしたためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、龍桜高等学校から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明申し上げます。 譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 田 363の内81㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、庭、家庭菜園です。申請理由は、息子の一般住宅目的で申請している隣接地と一体で庭、家庭菜園として利用したいためです。次の7番が隣接地となります。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番の一部 田 398㎡と一体利用し、全事業面積は479㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、船津公園から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が田、南が畑、北が工場です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の7番について事務局の説明を求めます。
事務局	7番についてご説明申し上げます。 借人、蒲生町上久徳在住の〇〇。貸人、船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 田 1, 109㎡の内398㎡です。権利内容は使用貸借権設定です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積86㎡です。申請理由は、現在、借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番の一部 田 81㎡と一体利用し、全事業面積479㎡です。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、船津公園から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が道路と田、西が田、南が畑、北が工場です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字野中〇〇番 田 1, 343㎡、〇〇番 田 377㎡、合計2筆の1, 720㎡です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字野中〇〇番 田 823㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接のクリーニング工場増設に伴い雇用が増え、現在利用している駐車場では不足しているため、申

議 長	請地を駐車場として整備して利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、新城瀬橋から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が宅地と田、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の9番について事務局の説明を求めます。 9番についてご説明申し上げます。 譲受人、住吉在住の〇〇。譲渡人、鍋倉在住の〇〇。土地の所在は、鍋倉字稻荷脇〇〇番〇 畑 12㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積107.02㎡です。申請理由は、住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 270.38㎡と一体利用し、全事業面積は282.38㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。それでは、調査報告をいたします。12㎡では家は建ちませんので、参考資料の45ページを参考にしてください。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、鍋倉稻荷神社から北に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の10番について事務局の説明を求めます。 10番についてご説明申し上げます。

	借人、鹿児島市在住の〇〇。貸人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上松原〇〇番〇 田 647の内344㎡です。権利内容は使用貸借権設定です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積111.79㎡です。申請理由は、借人は家族5名で借家住まいであり、手狭になってきたため、申請地を義父に借り受け、自家を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。すでに埋め立てが終わっており、追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の11番に入る前に休憩といたします。 (休憩) 時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の11番について事務局の説明を求めます。
事務局	次に11番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字岩下〇〇番〇 田 400㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積117.17㎡です。申請理由は、現在借家住まいで、子どもも成長して手狭になったので、父より贈与を受け、申請地に一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、錦江駅から西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が国道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。
議長	次の12番について事務局の説明を求めます。
事務局	12番についてご説明申し上げます。 譲受人、大阪市の〇〇株式会社支配人〇〇。譲渡人、鹿児島市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 1, 475㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当社は不動産業を営んでおり、事業継続のため申請地を宅地分譲（7区画）するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 2, 97㎡と一体利用し、全事業面積が1, 477. 97㎡です。議案第5号2番と関連があります。以上です。
議長	本案件については、議案第5号2番で、5番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の13番について事務局の説明を求めます。
事務局	13番についてご説明申し上げます。 譲受人、福岡県筑紫野市在住の〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上深田〇〇番 畑 432㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、所有する共同住宅の駐車場が不足しているため、拡張計画に至るためです。計画台数普通車15台増です。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県立高等技術専門学校から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が農道、南

議 長	が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の14番について事務局の説明を求めます。 14番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 畑 24㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積52.99㎡です。申請理由は、当地に自己の永住用家屋を建築する計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 221.77㎡、〇〇番〇 宅地 32.75㎡、〇〇番〇 公衆用道路 89㎡と一体利用し、全事業面積367.52㎡です。第1種農地のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、かじの木保育園から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の15番について事務局の説明を求めます。 15番についてご説明申し上げます。 譲受人、奄美市在住の〇〇。譲渡人は2名で、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字桑原〇〇番〇 畑 367㎡です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字桑原〇〇番〇 畑 367㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の81㎡です。申請理由は、現在、借家住まいのため、申請地を取得し一般住宅を建設するためです。資金は融資

議 長	で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。面積超の理由書の添付があります。一般住宅で500㎡超のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。 ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県警察学校から南西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番についてご説明申し上げます。 借人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。貸人は4名で、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番 田 248㎡です。貸人、池島町在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番 田 643㎡です。貸人、平松在住〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番〇 田 732㎡、〇〇番 田 317㎡、合計2筆の1,049㎡です。貸人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番〇 田 1,382㎡です。権利内容は賃借権設定です。農地区分は、都市計画の用途の設定は商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、店舗と給油所1棟の建築面積476.09㎡です。申請理由は、店舗（物品販売）並びにガソリンスタンド（給油取扱所）用地として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。3,000㎡以上のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良消防分遣所から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が県道、南が宅地と田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構へ

議 長 事務局	の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の１７番について事務局の説明を求めます。 １７番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、熊本県益城町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町錦江町〇〇番 田 ７２㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に宅地分譲（１区画）を造成し、その販売を行い地域の住宅緩和に寄与するとともに自社の経営安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇宅地 １５２．４６㎡、〇〇番〇宅地 ２．５６㎡と一体利用し、全事業面積は２２７．０２㎡です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、８番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ８番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、龍桜高等学校から北に約１０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が道路、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の１８番について事務局の説明を求めます。 １８番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字下松原〇〇番 田 ２１㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、宅地拡張です。申請理由は、申請地の隣地に住居があり、宅地を拡張し、通路、駐車スペースとして利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇宅地 １８３㎡と一体利用し、全事業面積は２０４㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、５番委員に調査の結果並びに補足説明を

議 長 委 員	お願いします。 5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が私道、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の19番について事務局の説明を求めます。 19番についてご説明申し上げます。 譲受人、滋賀県大津市在住の〇〇。譲渡人、神奈川県大和市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字栢ヶ崎〇〇番〇 田 1, 131㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、貸資材置場です。申請理由は、貸資材置場として整備し、知り合いの土木業者へ賃貸し、活用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、蒲生畜産共進会場から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が里道と山林、西が市道と宅地、南が田、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の20番について事務局の説明を求めます。 20番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都在住の〇〇、他1名。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇、他12名。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 143㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地は住宅地の中に位置し、隣接する農地もなく駐車場用地として適地であるので、月極駐車場とし

議 長	て活用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から20番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 2番委員。
委 員	2番委員です。事務局に確認いたします。11ページの議案第6号6番について、363内81㎡です。同じ地番について、7ページの議案第3号3番の363内281㎡が承認をされました。これは差し引くと82㎡ですけど、これは81㎡なのか82㎡なのか、地番の面積が363㎡なのか362㎡なのか、内282㎡なのか281㎡なのか、1㎡のことですが確認をいたします。
議 長	事務局。
事務局	こちらは現在測量中でして、片方の面積を測量して、全体面積から引くという方法ではなく、各々測量して実測面積をだします。そのため、合計しても合いませんが、こちらが実測面積です。
議 長	2番委員。
委 員	登記上は問題ないのですね。
事務局	問題ありません。
議 長	他にございませんか。
委 員	[質疑・意見なし]

議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 2 0 番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 2 0 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議 長	————— 議案第 7 号 ————— 次に、日程第 9、議案第 7 号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人、西餅田在住の〇〇。所有者、西餅田在住の〇〇。申請人と所有者は親子関係です。土地の所在は、西餅田字小瀬戸〇〇番〇 田 6 8 9 m²です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、公共工事に伴い、用水の確保が困難なためです。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、クオラから北東に約 1 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が転用地、北が田です。申請実現の確実性は、公共工事も終了しており確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 7 号農地の利用目的変更願についての 1 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。議案第 7 号農地の利用目的変更願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 7 号農地の利用目的変更願についての 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第 8 号 —————	
議 長	次に、日程第 10、議案第 8 号非農地証明願について議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 8 号非農地証明願についてご説明申し上げます。1 番についてご説明申し上げます。 申請人は西餅田在住の〇〇。所有者は〇〇。申請人は、所有者の娘です。土地の所在は、東餅田字西道丁〇〇番〇 畑 41㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更年月日は平成 7 年頃です。現況は墓地です。申請理由は、平成 7 年頃、亡き母が売却後、業者に任せておいたがその後、手続きをとっていなかったためです。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、1 番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、高樋団地から南東に約 150m の位置です。現況は、申請のとおり墓地となってから約 22 年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が墓地、西が市道、南が墓地、北が畑です。非農地として認定するやむを得ない理由は、墓地としてすでに約 22 年が経過しており、農地への復元が困難なためやむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 8 号非農地証明願について、1 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 8 号非農地証明願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

	ます。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第8号非農地証明願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第9号 —————
議長	次に、日程第11、議案第9号農地あっせん申出（売渡希望）について議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明いたします。総会資料は、20ページでございます。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、94ページから95ページになりますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番をご説明いたします。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑 3, 043㎡及び〇〇番 畑 4, 984㎡です。申請人は、加治木町錦江町在住の〇〇。現況は茶畑であり、譲渡希望価格は、10a当たり〇〇円となっています。 続きまして、2番をご説明いたします。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が、上名字木ノ下〇〇番 田 1, 838㎡及び字比良〇〇番 田 1, 016㎡です。申請人は、東餅田在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。 以上、議案第9号の説明を終わります。
議長	これより、議案第9号1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 12番委員
委員	12番委員です。1番の案件について、申請人から売りたい旨のご相談がありました。現況が茶畑ということで、今は霧島市の〇〇製茶が管理、耕作されている土地です。〇〇さんとお会いしまして、申請人の意向をお伝えしたところ、あっせんには応じるとの了解を得ておりますので、この案件が承認されましたら日程調整に入っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	事務局、よろしいですか。
事務局	ありがとうございます。この会で承認された後に、日程調整をしましてあっせん会議を開催したいと思います。

議 長		他にございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第 9 号農地あっせん申出（売渡希望）についての 1 番から 2 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、農地あっせん申出（売渡希望）についての 1 番から 2 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 9 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	「意見なし」
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号農地あっせん申出（売渡希望）についての 1 番については、1 2 番委員、1 6 番委員、6 番推進委員にお願いしたいと思います。2 番については、1 3 番委員、1 5 番委員、1 9 番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 議案第 1 0 号 —————
議 長		次に、日程第 1 2、議案第 1 0 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 7 7 番について事務局の説明を求めます
	事務局	それでは、議案第 1 0 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。資料は、2 1 ページから 2 6 ページですので、審議の参考にしてください。 本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。

なお、総会資料25ページの59番から60番が5番委員、61番から77番が18番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。

それでは、資料の21ページをご覧ください。利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、23ページから26ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成29年V期です。利用権設定開始日は、平成29年12月31日からとなります。

本案件は、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。

今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で77筆、農地面積は82,878㎡です。設定する期間は、全て10年です。

資料の22ページをご覧ください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。

今回の設定する地域は、加治木町小山田地区、蒲生町の米丸地区、北地区、白男地区です。

まず、加治木町小山田地区につきましては、全体で3筆の面積1,839㎡です。借換区分は、機構に貸し出す前と後の耕作者が同一のものである載せ換えのみとなっております。

次に蒲生町米丸地区につきましては、全体で1筆の面積が632㎡です。借換区分は載せ換えのみとなっております。

続きまして蒲生町北地区につきましては、全体で18筆の面積21,212㎡です。借換区分は、新規が1筆の1,356㎡、A to A、いわゆる本人が機構に貸し出して本人が借り入れするパターンが6筆の8,164㎡、載せ換えが11筆の11,692㎡です。

次に蒲生町白男地区につきましては、全体で55筆の面積59,195㎡です。借換区分は、新規が6筆の4,699㎡、A to Aが8筆の8,054㎡、載せ換えが41筆の46,442㎡です。

集積率をご覧ください。今年度始良市が候補地区に指定し、重点的に事業推進を行っている地区が、加治木町小山田地区、蒲生町北地区及び白男地区です。

集積率については、加治木町小山田地区の今回が0.29パーセント、事業開始から今回募集期までの累積で28.74パーセントとなっております。蒲生町北地区は、今回が6.01パーセント、事業開始から今回募集期までの累積で28.74パーセントとなっております。蒲生町白男地区は、今回が19.55パーセント、事業開始から今回募集期までの累積で52.18パーセントとなっております。

なお、米丸地区については、個別申請となっておりますので、集積率には記載しておりません。ご了承ください。

議 長	以上で、議案第１０号の説明を終わります。
委 員	それでは、１番から５８番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第１０号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１番から５８番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１０号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番から５８番については原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第１０号５９番から６０番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 ５９番から６０番の関係者、５番委員の退席をお願いします。
委 員	（５番委員退席）
議 長	それでは、５９番から６０番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第１０号５９番から６０番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１０号５９番から６０番については原案のとおり決定いたしました。 ５番委員は着席してください。
委 員	（５番委員着席）
議 長	続いて、議案第１０号６１番から７７番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決い

		たします。 61番から77番の関係者、18番委員の退席をお願いします。
	委 員	(18番委員退席)
議 長		それでは、61番から77番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第10号61番から77番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第10号61番から77番については原案のとおり決定いたしました。 18番委員は着席してください。
	委 員	(18番委員着席)
		————— 議案第11号 —————
議 長		次に、日程第13、議案第11号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しの為の(仮称)下限面積検討委員会の設置について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第11号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しの為の(仮称)下限面積検討委員会の設置についてご説明申し上げます。 上記条例に定める補助対象地区内の農地取得の下限面積見直しのために(仮称)下限面積検討委員会を設置したいとするものです。 いわゆる空き家バンク制度の普及に伴い、移住希望者の家屋と一緒に農地も購入したいとの要望もあり、下限面積の緩和により、移住希望者や農業をやってみたい人が農地を取得しやすくするものです。 中山間地域の借り手の見込めない農地を少しでも有効活用し、将来的には地域の担い手になってほしいとの狙いもあります。 参考資料についてご説明申し上げます。資料を開けていただきまして、まずは始良市ふるさと移住促進条例です。29年4月に施行したものです。目的は、本市における移住定住を促進するために必要な助成措置を

	講じることにより、本市の中山間地域の活性化と均衡のある発展を図るとともに、空き家の有効活用を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進することを目的とするということです。3年間の時限立法で32年3月31日までの期間の条例です。補助対象地区については、規則のほうがわかりやすいので、そちらをご覧ください。補助金の種類で関連があるのは、住宅等取得補助金です。土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築または購入に係る取得経費に対する補助金で、条件がありますが、上限は200万です。 次に全国農業新聞の今年9月の記事ですが、全国の動きが載っています。空き家とセットで農地を取得した事例や下限面積要件を1a以上にした事例が載っています。 記事の左下にあることばの欄に説明がありますが、農地の権利取得の下限面積要件とは、農地を安定的に利用するため、取得後の農地面積の合計（全経営面積）を原則として都道府県50a以上、北海道2ha以上と定めたものです。その後の農地法改正で、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能となりました。現在、始良市では下限面積を30aと定めております。この下限面積を中山間地域に限って見直しをしてはどうかという検討会を設置したいという提案であります。以上です。
議 長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 1番委員。
委 員	1番委員です。資料に空き家バンクに伴いとありますが、現在まで、当市におきます空き家バンク制度の状況について説明をお願いします。
議 長	事務局。
事務局	空き家バンク制度についてご説明します。平成26年に空き家バンクの登録制度が始まっております。現在まで、延べ68件の申し込みがあったということです。その内、契約が成立した案件は36件です。ただし、中山間に限った件数ではなく市全体での件数になります。
議 長	他にございませんか。 5番委員。
委 員	5番委員です。36件の方はどのような職業の方ですか。
議 長	事務局。

	事務局	申し訳ありません、詳細は把握しておりません。退職して帰ってこられた方や老後をこちらで過ごしたいという方が主流だと聞いております。
議 長		他にございませんか。 3 番委員。
	委 員	3 番委員です。中山間地域というのは山沿いですね。危険地域ということで、子どもさんたちは市街地に家を作られて、実家はおじいちゃんおばあちゃんになってしまっているような地域でもこちらは活かされるのですか。
議 長		事務局。
	事務局	対象地区としては、規則に載っている場所で、いわゆる上場地区になります。どのくらい対象者がでてくるかはわかりませんが、補助を設けることで、中山間の活性化を図るひとつの方法になると思います。
議 長		他にございませんか。 9 番推進委員。
	委 員	9 番推進委員です。新規に農地とセットで家を取得されたいということですね。そのような方は、耕作が 1 a でなく、0 という方も結構いらっしゃると思います。1 a を 0 にすることは可能ですか。
議 長		事務局。
	事務局	検討会で検討していただく内容になります。新聞記事のなかにありますが、下限面積を 1 m ² としたところが佐賀市と兵庫県佐用町です。実質、下限面積をなくしたことになります。ただし、地域を限定しております。
議 長		事務局。
	事務局	補足いたします。この条例ができて半年過ぎていますが、問い合わせはくるそうです。登録したい方もいらっしゃいますが、家も農地も全部売りたいというのが本音だそうです。家は売れても、付随する菜園畑は相手の方が 3 0 a 耕作しないと売れません。下限面積を下げることで、宅地に付属した菜園畑も取得しやすくし、地域のニーズに応えることで、中山間地域への人の流入を図るというものです。今後、検討委員会で下限面積を検討していきますが、これが中山間地域の就農に繋がっていけばいいと期待をしているところです。以上です。
議 長		他にございませんか。

	委員	1 番委員。
議 長	事務局	1 番委員です。中山間地域においては、屋敷と菜園畑があり、菜園畑については、農地なのですね。宅地と一体的になっている菜園畑もあると思うのですが、登記上、宅地と農地の境界ははっきりしているのでしょうか。 事務局。 現況をみてもわかりませんが、一筆ごとに地目がありまして、農地か宅地かは、地籍図をみて、登記事項証明書をみると確認できます。
議 長		補足させてください。耕作放棄地の調査にいくと、人家があつて屋敷が広いところは、ほとんど敷地内に畑の地目がある。金融公庫からお金を借りて、家を作る場合は、地目を変更しないとできませんが、現金で作る場合には農地に家を作っているのがある。特に昔は、法の規制がなかったので、昔からの屋敷には農地が付随しているのが現状ではないかと思います。 他にございませんか。 9 番委員。
議 長	委員	9 番委員です。私は田舎のほうに住んでいます。1 人亡くなると 1 戸数減るという状況が続いております。下限面積の検討委員会を設置し、下限面積を下げていけば、歯止めになるのではないかと期待しております。ぜひよろしくお願いします。 他にございませんか。 1 3 番委員。
議 長	委員	1 3 番委員です。農用地については、農業委員会で許可を与える。中山間地域の農地について農業委員会の権限がないのでは。 事務局。
議 長	事務局	農地の移動について、農地の取得については、3 0 a を下限面積としております。農業をしない方は、家を購入しても、家に付随する農地については、3 0 a を耕作しないと取得できません。中山間地域の家屋に付随した狭小な面積の農地について取得できるように、下限面積を下げるという提案をしているところであります。
議 長		1 3 番委員。
	委員	農地法に基づいて現場をみて、承認の許可を与えているわけでしょう。

議 長	この前あった、黒瀬のあれは、家を買いたいときたので、農業委員会に電話をしたら、そこは農地法じゃないからうちはかわらないということでした。今では、〇〇さんの自宅は改装していろいろやっております。司法書士が間に入ったんじゃないですかね。
事務局	事務局。 農業振興地域の農用地区域内と、農業振興地域外の農地のことと区分けしていると思うのですが、いずれにせよ30a要件を満たさないと農地の取得はできないのは皆さんおわかりだと思います。 今、空き家バンクに付随する農地については、30a以上の耕作がないと取得ができない状態です。そのため、付随する農地を取得できるように、下限面積を審議するための下限面積検討委員会を設置したいというのが今の提案の内容になります。 農振地域内の編入や除外は農政課の担当になります。地域の設定は、市のほうで行います。市から諮問が農業委員会にありますので、調査をして、総会で承認し、その結果を市へ答申します。市が審議会で諮ります。
議 長	他にございませんか。
事務局	事務局。 補足します。現況では、30a耕作しない者は農地の取得ができません。また、1㎡でも農地を取得する場合は農業委員会の許可が必要です。以上です。
議 長	他にございませんか。
委 員	15番委員。 15番委員です。私も農業新聞を見たときに、中山間地域にとっては素晴らしいことだなと喜び、色々なパターンを検討してみました。 まず、空き家バンクに登録されている必要があるのか。北山では空き家バンクに登録されている家は0だと思います。そうするとあまり変わらないのかな。 あともうひとつ、1番委員が言われたように、引っ越してこられて、野菜を作りたいとしても、畑を借りてまでは作らないと思います。屋敷の横を少し耕してするパターンが多いと思います。実際、家を買って、畑も買ってもらいたいといっても、そこまではいいパターンのほうが多いんじゃないかという気がします。 そこで聞きたいのですけれど、検討委員会を作ったときに、検討委員会でどこまでルールが作れるのかを教えてください。空き家バンクに登録されていないとだめだとなると、そこから動かないといけなくなるので。

議 長	事務局。
事務局	空き家バンクに登録をしなければならないということではなくて、補助対象地域に家を新しく作る者、もしくは空き家を取得する者に補助をだすというのが移住定促進条例です。農業委員会のかかわりとしては、宅地に付随する農地も一緒に買いたい、宅地に付随する農地を売りたいというニーズに応えることで住民の流入を促進させるように、農地を取得しやすい下限面積を定める。それを検討委員会で検討します。農業新聞にもありますように全国でも3分の2の農業委員会が下限面積を引き下げています。これは、中山間地域の遊休農地の解消や新たな農地利用を期待したいということ背景にあります。以上です。
議 長	14番委員。
委 員	14番委員です。実は私の知り合いに農業をしたいけれど家も土地もないという方がいて、日置で空き家に農地が付いたところがみつかったといって引越しをしたのです。ところが、家が古くて修理をしないと住めなかったのも、別な家に住みながらアルバイトしています。家族もいます。借金もあります。そういう人たちがたくさんいるのではないけれど、家もあって、少しでも土地があれば始良でもやれたかもしれないという思いがあります。そういった人たちが1人でも2人でもいるのであれば、解決する糸口になるのではないかと思います、下限面積の検討はいいことではないかと思えます。
議 長	他にございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第11号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しの為の(仮称)下限面積検討委員会の設置について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第11号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しの為の(仮称)下限面積検討委員会の設置については、原案のとおり決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第11号下限面積検討委員会の委員の選出について協議していただきます。各地区それぞれの委員のなかから

		選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。事務局。
議 長	事務局	事務局より提案がございます。委員構成は、会長1名、始良、加治木、蒲生地区からそれぞれ2名の合計7名としたいと考えております。会長については、中立委員としての立場もありますので、1番委員にお願いをしたいと思います。各地区の委員については、対象地区の方をお願いしたいと思います。
		ただいまの事務局案がでましたけれど、質疑のある方は挙手をお願いします。 9番委員。
	委 員	9番委員です。事務局案はありませんか。
議 長		事務局に一任ということですか。
	委 員	はい。
議 長		それでは選出について事務局に一任ということに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		この件につきましては、中山間地域の活性化のためということで、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、日程第14、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。 1番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。 続きまして、3ページをご覧ください。30番につきましては、11月13日に取り下げの連絡がありましたので、終了となります。 最後に、5ページをご覧ください。49番につきましては、議案第2号で説明しましたとおり、あっせんが成立いたしましたので終了となります。以上で報告を終わります。

議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— 農用地利用集積計画合意解約 —————
議 長		次に、日程第 1 5、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。 1 1 月は、4 1 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（1 1 月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— その他 —————
議 長		それでは日程 1 6、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。 8 番委員。
	委 員	8 番委員です。利用権の期間終了通知書を預かっております。議案第 1 0 号、2 6 ページの 5 6、5 7、5 8 番、合意解約もされております。この通知書は持っていかななくてはいけないのか。持っていかなくてよいのか。
議 長		事務局。
	事務局	申し訳ありません。合意解約をされる前に通知書を出したためです。その分につきましては、配布の必要はありません。
議 長		他にございませんか。 1 1 番推進委員。
	委 員	1 1 番推進委員です。推進委員に委嘱されて 8 ヶ月です。今さらという質問で大変申し訳ないのですが、教えてください。 現地調査報告書のなかで、造成工法、土留め工法、被害防除について

議 長	は、許可後いつまでにとというのがあるのですか。また、その確認は誰がするのですか。
事務局	事務局。
事務局	許可の3ヵ月後に工事の進捗状況を提出していただきます。もし、工事が着工されていない場合は、その理由を書くようになっています。許可後1年以内の施工が原則となっています。工事が完成しない場合には、進捗状況を、完成した場合には完了報告書を提出していただきます。
議 長	よろしいですか。
委 員	はい。もうひとつお願いします。自己資本証明と融資証明については、その写しをもらっているのか、それとも口頭でされているのか。
議 長	事務局。
事務局	自己資金の場合は、預金残高証明書か通帳を持ってきていただいて、残高を確認しています。融資の場合は、融資予定証明書の原本を持ってきていただき、写しをとっています。例えば預金残高証明については、銀行が複数ある場合は、同じ証明日で受けてもらいます。
議 長	他にございませんか。 それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	○非農地確定調査について説明 ○活動記録簿の記入について説明
議 長	他にございませんか。 事務局。
事務局	先ほどの下限面積検討委員会の委員について、報告いたします。委員長を1番委員におねがいしたいと思います。始良地区については、9番委員、13番委員、蒲生地区については、7番委員、12番推進委員、加治木地区については、3番委員、8番推進委員にお願いしたいと思います。会については、委員長名でお出ししますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から指名がありました。7名の方よろしく申し上げます。 それでは以上をもちまして、平成29年度第8回始良市農業委員会総

事務局長	会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。
------	--

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____